

委託業務処理要領

この要領は、北海道警察学校函館方面分校ほか3校の射撃場に設置した排風機ユニットの機能を常に良好な状態に維持するために必要な排風機ユニットフィルター交換の業務処理について定めるものとする。

1 業務場所

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 函館市金堀町48番地 2 | 北海道警察学校函館方面分校射撃場 |
| (2) 旭川市住吉7条1丁目3867番地 3 | 北海道警察学校旭川方面分校射撃場 |
| (3) 釧路市大楽毛南2丁目2番 9 | 北海道警察学校釧路方面分校射撃場 |
| (4) 北見市中央三輪8丁目15番 3 | 北海道警察学校北見方面分校射撃場 |

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

3 業務内容

射撃場に設置している排風機ユニットのフィルターの交換作業を実施する。

- (1) 対象機器及び作業数量等
別紙1「フィルター交換対象機器及び数量等一覧表」のとおり
- (2) フィルター
フィルター（別紙1で示した型式又は同等品）は、実施日において、乙が準備して交換を行うものとする。

4 交換作業予定表等の提出

- (1) 業務の実施に当たっては、あらかじめ別紙2「フィルター交換作業予定表」を提出し、業務員を派遣して業務を行うものとする。
- (2) 当該業務に従事する業務員の名簿を提出するものとする。

5 交換済みフィルターの処理

交換済みフィルターはポリシート等に梱包し、内容（フィルター種別、数量）が分かるように表示した上で甲に引き渡すこと（各方面分校射撃場に保管する）。

6 交換作業結果報告

フィルター交換終了後、速やかに別紙4-1、4-2、4-3及び4-4「フィルター交換実施表」を作成し、7に規定する場所に提出すること。

また、業務場所すべてのフィルター交換終了後、速やかに別紙3「フィルター交換作業報告書」を作成して報告するとともに、フィルター交換の状況が分かる写真を提出すること。

写真については、フィルター交換の前後の状況が分かるように撮影すること。

7 交換実施表を提出する場所

函館方面分校射撃場については、北海道警察学校函館方面分校
旭川方面分校射撃場については、北海道警察学校旭川方面分校
釧路方面分校射撃場については、北海道警察学校釧路方面分校
北見方面分校射撃場については、北海道警察学校北見方面分校

8 安全管理

本業務に当たっては、防護服、防塵マスク、防塵メガネ等を装着して作業を実施することとし、事故のないように十分留意すること。

9 消耗品等

フィルターに加え、フィルター交換に必要な工具、防護服、防塵マスク、防塵メガネ等に係る費用は、乙の負担とする。

10 その他

本業務を実施するに当たり疑義が生じた場合は、業務担当員と協議の上で処理すること。